



一般廃棄物処理業許可証

住所 宮城県石巻市和渕字笈入33

氏名 株式会社 クリーン北上
代表取締役 加藤 仁 寛

令和3年8月20日付けで申請があった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項・第7条第6項の規定に基づき、次のとおり許可する。

令和3年8月31日

女川町長 須田 善明



	収集・運搬及び処分の別	収集運搬
1 事業の範囲	取り扱う一般廃棄物の種類	可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみ、特定家庭用機器
2 許可の期間	令和3年9月1日から令和5年8月31日まで	
3 営業の区域	女川町内	
4 許可の条件	<p>1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び女川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例を遵守すること。</p> <p>2 取扱う一般廃棄物のうち可燃ごみの搬入先については石巻広域クリーンセンターとし、石巻地区広域行政事務組合清掃条例の受入基準を遵守し、搬入すること。</p> <p>また、取扱う一般廃棄物のうち、資源ごみ及び粗大ごみの搬入先については、女川町クリーンセンターとし、廃棄物搬入取扱規程を遵守し、搬入すること。</p> <p>特定家庭用機器再商品化法に規定する、特定家庭用機器の搬入先については、荷卸し先である石巻市の許可を受けたうえで指定取引所へ搬入すること。</p> <p>3 規則12条に基づき毎月10日までに処理実績報告書を提出すること。</p> <p>4 処理手数料等は、石巻地区広域行政事務組合清掃施設条例又は、女川町条例及び規則による額を超えてはならない。</p> <p>5 収集運搬車両については、申請時に届け出た車両を使用をするとともに収集運搬にあたっては法律第4条による基準を十分に留意すること。</p> <p>6 許可事項に変更等が生じた場合は10日以内に届け出ること。</p> <p>7 分別収集を徹底し、積極的に資源化に努めること。</p>	